

“たべりい新宮” 登録書

令和2年 月 日

区 分	内 容
事 業 所 名	
事 業 所 住 所	
電 話 番 号	
デ リ バ リ ー 取 扱 商 品	可 ・ 否
テ イ ク ア ウ ト 取 扱 商 品	可 ・ 否
弁 当 作 成	可 ・ 否
担 当 者	
問 い 合 わ せ 電 話 番 号	上記に同じ・ ( )
営 業 時 間	～
注 文 用	電話番号： Mail： LINE： その他

問い合わせ先：  
役場産業振興課  
電話番号：092-962-0238

# “たべりい新宮” 参加店舗確認書

1. 店舗名

---

2. 食品衛生責任者(1名以上)

---

3. 保健所の許可証

飲食店営業 ・ 喫茶店営業

3-1. 深夜の酒類提供飲食店営業の場合、警察署への営業開始届の提出

要( 有 ・ 無 ) ・ 不要

- ※ 喫茶店営業許可は、酒類以外の飲み物、茶菓の提供などのみ
- ※ 喫茶店営業では、パスタやサンドウィッチなどの調理が必要な飲食は提供できない。
- ※ 飲食店営業許可を取得している飲食店が店舗内で調理している料理をテイクアウト販売するには別途許可を必要としません。
- ※ 弁当屋さんのような形態も食品営業許可のみで大丈夫です。
- ※ ケーキやパン、アイスクリームなどのテイクアウト販売には、飲食店営業許可の他に菓子製造業やアイスクリーム製造業などの許可が必要です。
- ※ 酒類をテイクアウトする場合、酒類販売業許可が必要です。
- ※ コロナウイルス感染症による影響緩和のため、期限付き酒類小売業免許を新設し、店舗で提供していた酒類の在庫をテイクアウト販売して良いことになった。  
(手続きが必要。個人事業主は住民票、法人は登記事項証明書、手数料や登録免許税は不要)

令和2年 月 日

確認書記入者

確認書発信者 役場産業振興課